

配分金の税法上の取り扱いについて

センター会員が得た配分金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、65万円までの控除が認められています。

所得税額の計算方法は下記のとおりです。所得税がかかる場合は、必ず確定申告をして下さい。

なお、所得税の確定申告【2月16日（木）～3月15日（木）】をする場合には配分金支払証明書が必要ですので、証明書を送付します。

詳しくは、田川税務署（電話44-0432）または各市町村の税務課におたずね下さい。

なお、確定申告の会場は『たがわ情報センター』（旧田川東高校跡地）となります。

1. 収入が配分金のみの会員…配分金が103万円以下ですと、所得税は課せられません。

$$\left[\text{配分金} - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{配分金控除} \\ \hline 65\text{万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \hline 38\text{万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{その他所得控除} \\ \hline \text{配偶者・扶養・保険など} \end{array} \right) \right] \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

2. 収入が配分金と年金の会員

$$\left[\text{配分金} - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{配分金控除} \\ \hline 65\text{万円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除} \\ \hline \text{(下 表)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \hline 38\text{万} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{その他の所得控除} \\ \hline \text{(配偶者・扶養・保険など)} \end{array} \right) \right] \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

※他にアルバイト収入等ある方は、配分金控除(65万円)が変わってきますので、詳しくは税務署にお尋ね下さい。

* 公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）受給者の控除額は次表のとおりです。

65才未満の人	
公的年金等の収入額の合計額(A)	公的年金等の控除額
700,001円 ～ 1,299,999円	→ (A) - 700,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	→ 年金等収入(A) × 0.75 - 375,000円

65才以上の人	
公的年金等の収入額の合計額(A)	公的年金等の控除額
1,200,001円 ～ 3,299,999円	→ (A) - 1,200,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	→ 年金等収入(A) × 0.75 - 375,000円

* 65才未満かどうかは、平成24年1月1日現在の年齢によります。

* 配分金収入があっても年金は減額されません。

確定申告は、期限内に忘れずにしましょう。

以上事務局からのお知らせです。